



福井県における

労働行政のポイント



厚生労働省 福井労働局
労働基準監督署・ハローワーク

ひと、暮らし、
みらいのために

平成25年度 福井労働局行政運営方針

福井労働局は、平成25年度の労働行政の運営に当たって、地域の総合労働行政機関として、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応、事務処理の迅速化等「懇切・公正・迅速」なサービスに努めるとともに、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政が連携を密にしつつ、それぞれの専門性を一層発揮し、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一丸となって以下の対策に取り組みます。

主 要 対 策

- I 厳しい雇用情勢を踏まえた雇用対策の推進
- II 安心・安全に働くことのできる環境整備
- III 均等・均衡な待遇確保の実現
- IV 労働保険制度の円滑な運営
- V 個別労働関係紛争の解決の促進
- VI 地方自治体と連携した重層的なセーフティネットの構築
- VII 原子力発電所の停止に伴う嶺南地域に対する雇用対策

I 厳しい雇用情勢を踏まえた雇用対策の推進

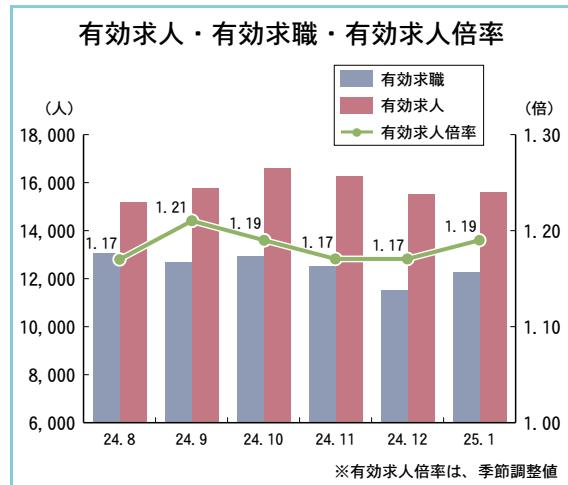
第Ⅰ 正社員求人の確保による早期再就職を支援します

1 福井県における雇用情勢は、依然として厳しい状況にあるが、有効求人倍率は、平成24年平均において1.18倍となり、平成25年1月末では1.19倍となっています。

こうした雇用環境の下、新規求職者に対する就職率（常用）は、平成25年1月末現在で45.1%と全国平均（28.8%）を大幅に上回っています。

2 早期再就職促進のための取組みを推進します。

- (1) 求人開拓推進員等を活用し、正社員求人の確保に努めるとともに、きめ細かな相談、求職者の希望やニーズに応じた求人情報の提供により、的確なマッチングに努めます。
- (2) 求職者の個々の状況に対応した就職支援を実施します。担当者制職業相談の実施など、就職支援ナビゲーター等による就職支援プログラムなどの個別かつ総合的なサービスを提供し、再就職を支援します。

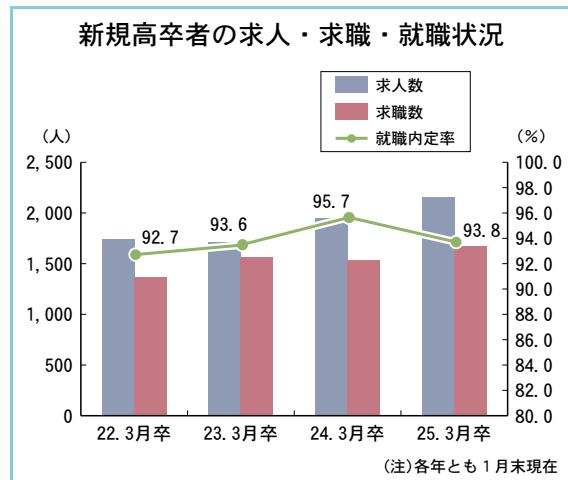


第Ⅱ 新規学卒者等の就職を支援します

1 学卒ジョブサポーター等を活用して学卒求人の確保と学生等に対する職業相談を実施するとともに、「福井労働局新卒者就職応援本部」の機能を十分に活用して、新規学校卒業者に対する就職支援の取組みを強化し、就職を支援します。

2 新規学校卒業者への就職支援として、「福井新卒応援ハローワーク」や「ヤングハローワーク」などの学生等の職業相談窓口を充実して就職を支援し、高卒者に対しては学校との連携を強化し、求人開拓や就職面接会の開催、就職後の定着までの個別支援を実施します。

大卒者等に対しても、早期に学生等のニーズの把握に努め、求人情報の提供や機動的な就職面接



会の開催等、応募機会の拡大を図ります。

また、未就職卒業者には、希望職種の選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を図るため、トライアル雇用の実施や職業訓練等の支援を実施します。



3 若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「若者応援企業」の周知や求人の確保を行い、就職面接会の開催等による積極的なマッチング支援を実施し、若者の就職支援を推進します。

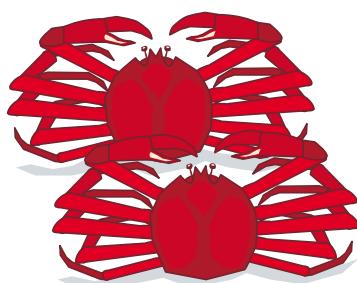
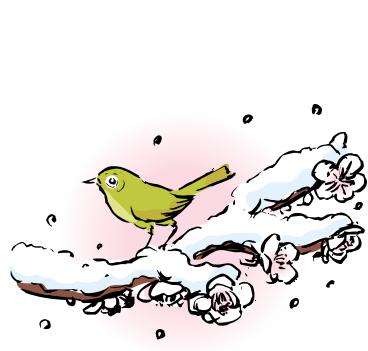
また、非正規雇用の若者等の雇用の安定及び職業能力の向上を図るため、中小企業に対して、若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）の積極的な活用を推進します。

4 正規雇用を目指すフリーター等への就職支援を行う「わかもの支援コーナー」や「わかもの支援窓口」などを通じて、就職支援ナビゲーター等の担当者制によるきめ細かな個別支援や予約制による職業相談・職業紹介等の支援メニューを組み合わせ、正規雇用の実現を図ります。



5 ふくいジョブカフェにおいて、企業説明会や各種セミナー等の開催を行う若年者地域連携事業を実施するとともに、併設するヤングハローワークにおいて、ふくいジョブカフェとの連携・協力による効果的な若者の就職支援を実施します。

また、職業能力形成の機会に恵まれなかったフリーター等の若者に対しては、関係機関と連携して、ジョブ・カード制度による職業能力の機会を提供し、正社員への移行を促進します。



第3 子育てする女性の再就職を支援します

1 子育てしながら就職を希望する女性に対して、キッズコーナーやベビーチェア等を設置して子ども連れで来所しやすい環境を整備したハローワーク福井マザーズコーナーやハローワークたけふマザーズコーナーにおいて、きめ細かな就職支援サービスを提供します。

また、地方公共団体等と連携して、保育所・子育て支援情報等も提供します。



2 児童等を扶養する母子家庭の母等に対しては、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介を実施するとともに、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、試行雇用奨励金等を活用して、早期の就職を目指します。

また、職業訓練が必要とされた者に対しては、積極的かつ効果的な受講あっせん等に努めます。

第4 年齢にかかわりなく働ける社会の実現を目指します

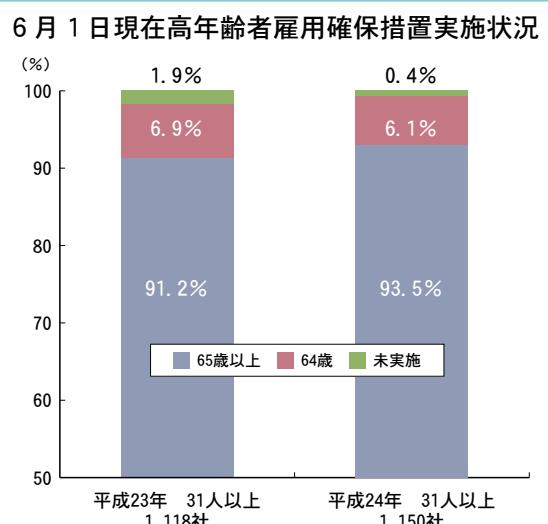
1 平成24年6月1日現在で「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく県内31人以上規模企業における高年齢者雇用確保措置の実施状況は、99.6%（前年比1.5ポイント増加）となっています。

2 雇用と年金の確実な接続等を図ることを目的とした「改正高年齢者雇用安定法」に基づき、確保措置を講じていない事業主に対して的確な助言・指導を実施します。

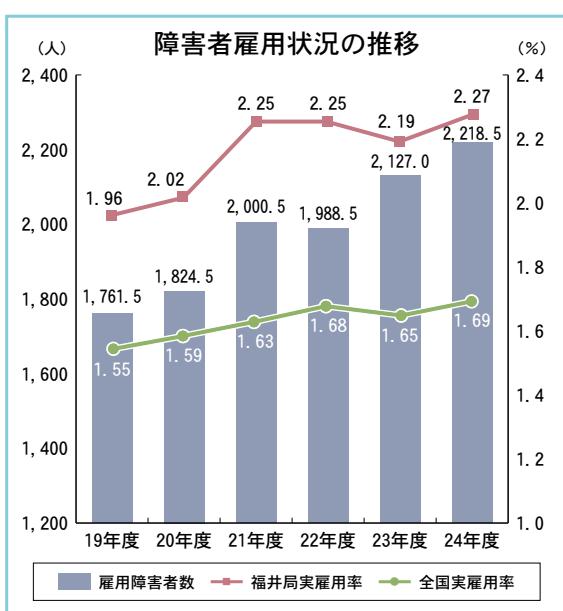
3 生涯現役社会に向けた取組みを行う企業に対する

相談・援助等の支援や他の事業主に対する成果の普及を行うほか、民間団体等を活用して高年齢者に対する高齢期を見据えた職業生活設計等の相談援助を実施します。

4 各種助成金の活用等により、高年齢者の再就職の援助・促進を進めます。



第5 障害者へのきめ細かな就労支援を行います



1 平成24年6月1日現在の民間企業の障害者雇用率は2.27%（全国1.69%）と全国2位の高い水準にあり、雇用率達成企業の割合は55.6%（全国46.8%）と前年比で0.5ポイント増加しています。

2 法定雇用率未達成の企業等に対して、幹部職員による事業主訪問など、積極的な指導を実施します。特に「0人雇用企業」を重点対象とし、効果的な指導を行います。

3 ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関等の関係機関が連携する「チーム支援」により、就職準備から職場定着指導までの一連の支援を行います。

第6 大規模な雇用調整へ対応します

大量離職者が発生した場合に、関係機関と連携し雇用対策本部の設置や相談窓口の設置等、迅速かつ適切に対応します。

第7 安心して働ける雇用環境を整備します

1 非正規雇用労働者の対策として、公共職業訓練や求職者支援制度を活用し職業キャリアの形成を支援します。また、事業主の取組みを促進する包括的な助成措置の積極的な活用を促進します。

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、派遣元・派遣先に対する的確かつ厳正な指導監督を実施します。

また、改正労働者派遣法に基づく均衡待遇の配慮義務規定をはじめとする法制度の周知・啓発に努め、円滑な施行を推進します。

3 雇用が不安定である外国人労働者については、雇用状況の把握や適切な就労のための事業所指導を行い、雇用維持・再就職援助に努めるとともに、通訳の配置によりきめ細かな職業情報の提供・相談を行います。

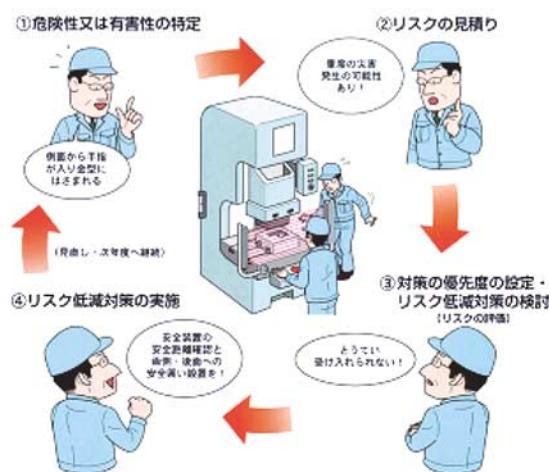
第Ⅰ 働く人にかけがえのない、かつ尊重すべき、職場の安全と健康確保対策を進めます

1 労働災害の一層の減少に向け、第12次労働災害防止推進計画に基づき、労働災害防止対策を強力に推進します。

特に、以下の事項について重点的に取り組みます。

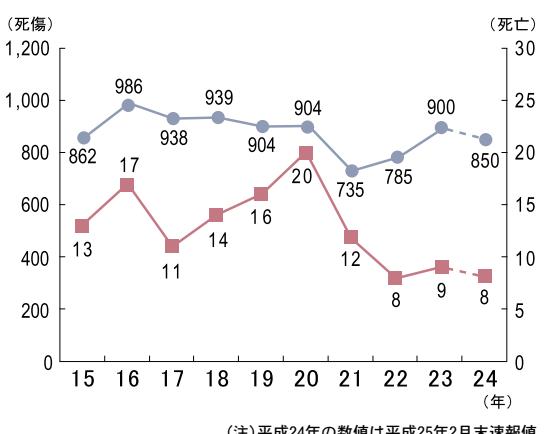
- ① 労働災害の多くを占める第三次産業、製造業、建設業、道路貨物運送業などについて災害の特徴に応じた労働災害防止対策を推進します。
- ② リスクアセスメントの実施及びリスク評価に基づく低減措置の実施の促進を積極的に図り、労働者が安全に働くことができる職場づくりに取組みます。

リスクアセスメントの主な実施手順

第12次労働災害防止推進計画の主な目標
(期間平成25年～29年)

- 死者数について、平成29年までに、平成24年と比べて15%以上減少させること。
- 休業4日以上の死傷者数について、平成29年までに、平成24年と比べて15%以上減少させること。
- 中小規模事業場へのメンタルヘルス対策の更なる取組の促進
- 中小規模事業場へのリスクアセスメントの更なる導入の促進

全産業における死傷者・死亡者の推移



災害多発業種における災害発生状況

(人)

| 業種 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全産業 | ⑯ 904 | ㉚ 904 | ⑫ 735 | ⑧ 785 | ⑨ 900 | ⑧ 850 |
| 製造業 | ④ 272 | ④ 255 | ② 227 | ② 206 | ① 236 | ② 248 |
| 建設業 | ⑤ 183 | ⑧ 173 | ③ 133 | ④ 147 | ④ 152 | ③ 147 |
| 道路貨物運送業 | ③ 103 | ② 103 | ③ 62 | ① 73 | 99 | 69 |
| 林業 | ① 28 | ② 31 | ① 20 | 30 | ① 31 | ① 15 |
| 第三次産業 | ① 292 | ② 310 | ③ 272 | ① 304 | ② 352 | ② 343 |
| 上記以外の業種 | ② 26 | ② 32 | 21 | 25 | ① 30 | 28 |

(注1) ○内の数字は死者数(内数)

(注2) 平成24年の数値は平成25年2月末速報値

2 労働者の健康確保対策に取り組みます。

- ① 化学物質取扱事業場を点検し、労働衛生管理上問題があると考えられる事業場を中心に化学物質管理及びこれによる健康障害防止対策を推進します。
- ② 職場におけるメンタルヘルス対策の積極的な取組みを推進します。
- ③ 過重労働等による健康障害防止対策を推進します。
- ④ 自主的な労働衛生管理を推進するために、P16の事業場外資源の活用を積極的に勧奨します。

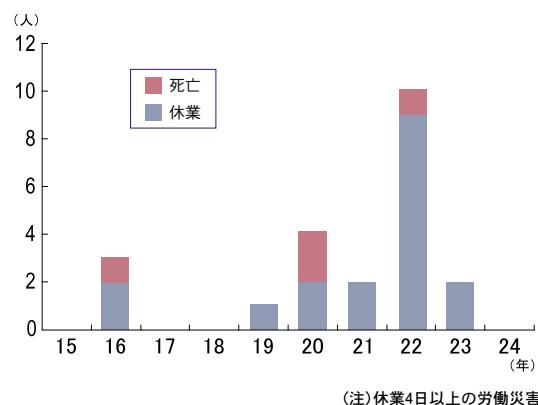
働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト
「こころの耳」

3 熱中症予防対策や石綿による健康障害防止対策、じん肺予防対策等の周知徹底により、職業性疾病の予防対策を推進します。

4 さまざまな機会をとらえ、職場における受動喫煙防止対策の必要性、財政的支援及び技術的支援について周知を図り、職場における受動喫煙防止対策を促進します。

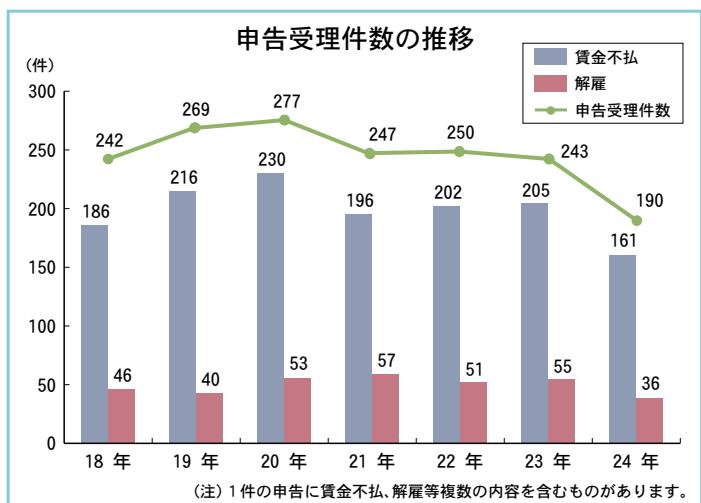
「こころの耳」は、インターネットによる情報提供の窓口です。
あなたは一人ではありません。あなたの力になる情報や場所、人と一緒に探ししましょう。
<http://kokoro.mhlw.go.jp> 「こころの耳」で検索

福井県の熱中症による労働災害発生状況



第2 職場における法定労働条件の確保を図ります

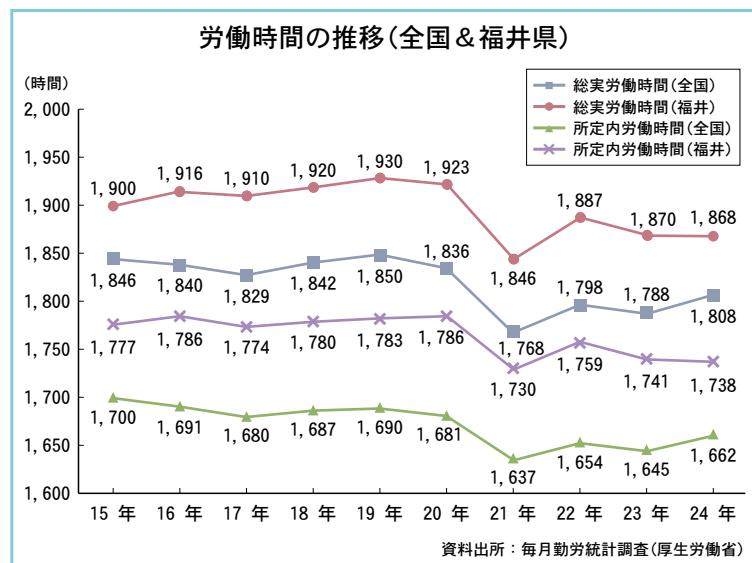
1 労働基準監督署では、働く人々から寄せられる労働基準関係法令違反に係る申告に基づく監督指導も行っています。申告は、賃金不払に係るもののが多数を占めています。



2 福井県の労働時間は全国と比較して長くなっています。

事業場に対する監督指導等により、長時間労働の抑制や賃金不払残業の防止といった労働条件の確保改善を図ります。

また、年次有給休暇制度の取得促進についての周知啓発等を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。



第3 最低賃金制度の適切な運営を図ります

最低賃金制度は、賃金の最低限を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、最低賃金の周知と遵守の徹底を図ります。

また、賃金引上げに取り組む中小企業に対する支援事業として「福井県最低賃金総合相談支援センター」及び「中小企業最低賃金引上げ支援事業対策費補助金(略称：業務改善助成金)」の活用を促進します。

福井県最低賃金

平成24年10月6日から
時間額**690円**

福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

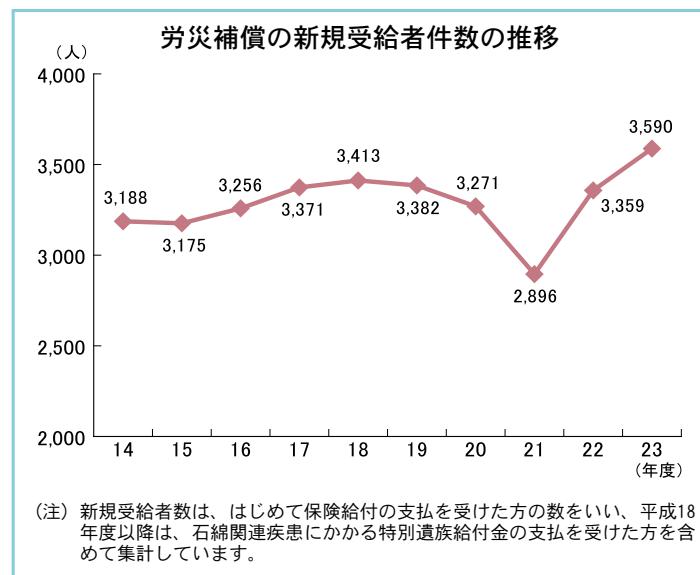
ただし、次の産業に従事する基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。

| 福井県内の特定最低賃金 | | |
|-------------------|------|---------------|
| 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 | 720円 | |
| 繊維機械、金属加工機械製造業 | 794円 | 平成24年12月24日から |
| 電気機械器具製造業(略称) | 754円 | |
| 百貨店、総合スーパー | 755円 | |
| 各種商品小売業 | 750円 | 平成23年12月24日から |

第4 労災補償対策を推進します

1 労災補償の新規受給者数は2年連続で増加し、平成23年度には3,500人を超過しました。労災の保険給付にあっては、迅速・適正な処理を行います。

特に、社会的関心が高く複雑困難事案が多い精神障害事案及び脳・心臓疾患事案については、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。



2 労災保険給付の窓口業務等については、相談者等に対する懇切・丁寧な説明や、請求人等に対する処理状況の連絡等を適切に実施することにより、行政サービスの徹底を図ります。

3 石綿にさらされる作業に従事していた労働者が、中皮腫や肺がん等で既に亡くなっており、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅してしまった場合には、平成34年3月27日まで特別遺族給付金の請求が可能であるとの周知を図ります。

第5 原子力発電所等に対する総合的な対策を進めます

1 放射線被ばく管理の強化を含めた安全衛生管理の徹底を図るため、

- ① リスクアセスメント等の適正な実施
 - ② 元方事業者による総合的な作業管理の徹底
 - ③ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- 等を図ります。

また、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策を推進します。

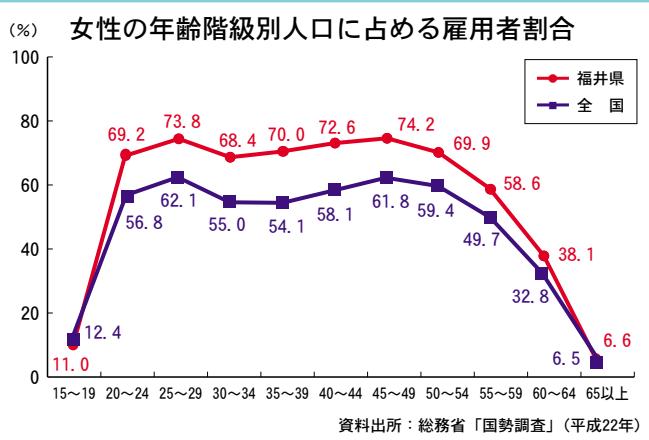
2 東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえ、緊急作業実施時における適正な被ばく管理、健康管理を実施するための準備の促進を図ります。

III 均等・均衡な待遇確保の実現

第Ⅰ 男女雇用機会均等確保対策を推進します

- 1 福井県の女性労働率は全国第2位と高いものの、管理職への登用や配置の点で男女労働者間の格差がみられます。

厳しい雇用失業情勢が続く中にあっても、労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができるよう公正な処遇を確保する必要があります。



- 2 企業における雇用管理の実態を的確に把握するため、男女雇用機会均等法に基づく報告の徴収を計画的に実施し、違反が認められた場合には速やかに是正を図ります。

性差別、妊娠・出産を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント等に関する相談が寄せられた場合には、事業主に対し迅速かつ厳正な指導を行うほか、紛争解決の援助又は調停を行い、その解決を図ります。

3 企業に対し、ポジティブ・アクションの意義及び効果について理解が得られ、取組みが行われるよう必要な助言を行います。また、個別企業へ直接的な働きかけを行います。



ポジティブ・アクションのシンボルマーク「きらら」です。マークの作成趣旨に賛同する企業・労使団体等が自由に利用できます。

第2 仕事と家庭の両立を支援します

1 少子・高齢化が進む中で、仕事と育児・介護を両立できるようにすることは大きな課題となっています。

2 改正育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され制度として定着するよう指導等を計画的に実施します。

また、育児休業・介護休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱い等については、紛争解決の援助又は調停を行い、その解決を図ります。さらに、「両立支援助成金」を活用し仕事と家庭の両立しやすい環境整備を促進します。



認定マーク（くるみん）



3 一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化されている労働者数10人以上規模の未届企業等について、督促指導等により完全実施を図ります。

また、多くの企業が認定を目指して取組みを進めるよう周知・啓発を行います。

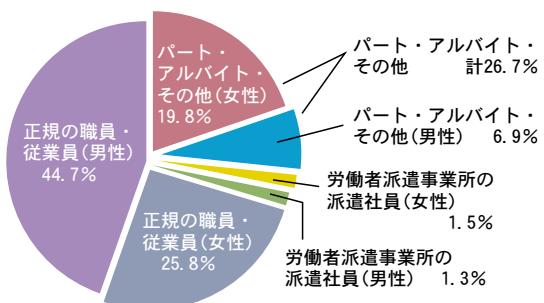
行動計画を策定し、計画目標達成等の認定基準を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働省の認定をうけることができます。
「くるみん」には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ・会社ぐるみ」で子どもの育成に取り組もう、という意味が込められています。

第3 パートタイム労働対策を推進します

1 パートタイム労働者数は年々増加しています。こうした中、パートタイム労働者の働き・貢献に見合った均等・均衡な待遇を確保するとともに、正社員への転換を推進し、その能力を一層有効に発揮できる雇用環境を整備する必要があります。

2 パートタイム労働法に基づく報告の徴収を実施し、パートタイム労働者がその働き・貢献に応じて正社員との均等・均衡な待遇が図られるよう指導等を通じパートタイム労働者の雇用管理改善を図ります。また、均等・均衡待遇等に取り組む企業に、職務分析・職務評価の導入支援を行う等、パートタイム労働者が納得して能力を発揮できる環境づくりを促します。

雇用者総数に占めるパートの割合(福井県)



資料出所：総務省「国勢調査」(平成22年)

IV 労働保険制度の円滑な運営

1 労働保険制度の円滑な運営のためには、事

業主に対して制度の理解を促すとともに、労働保険料を適正に申告・納付いただくことが重要です。

平成25年度の労働保険年度更新期間は、6

月3日(月)～7月10日(水)であり、効果的な周知・広報に努めます。

労働保険料の口座振替制度が、平成23年度から個別事業主に拡大されたことについて、積極的に周知し、利用促進を図ります。

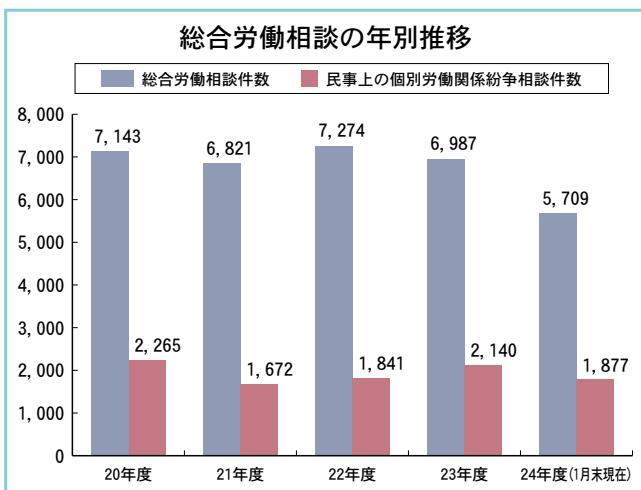
労働保険適用事業場数の推移 (単位:件)

| 年 度 | 個別事業場 | 委託事業場 | 合 計 |
|--------|--------|--------|--------|
| 平成23年度 | 13,285 | 11,417 | 24,702 |
| 平成22年度 | 13,242 | 11,468 | 24,710 |

2 労働保険制度の信頼性と費用負担の公平性等を確保する観点から、労働保険適正加入促進事業の受託団体並びに関係行政機関との密接な連携の下に、未手続事業の積極的な解消に努めます。

V 個別労働関係紛争の解決の促進

解雇、労働条件の引下げ、職場でのいじめ・嫌がらせ等の労働問題や労働契約法に係るあらゆる分野の相談に対して、懇切・丁寧な対応と迅速・的確な処理に努めます。また、民事上の個別労働紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。



労働者、事業主のみなさまへ

職場のトラブル解決
サポートします

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく
3つの制度のご案内

解雇 雇止め 貸下げ いじめ など

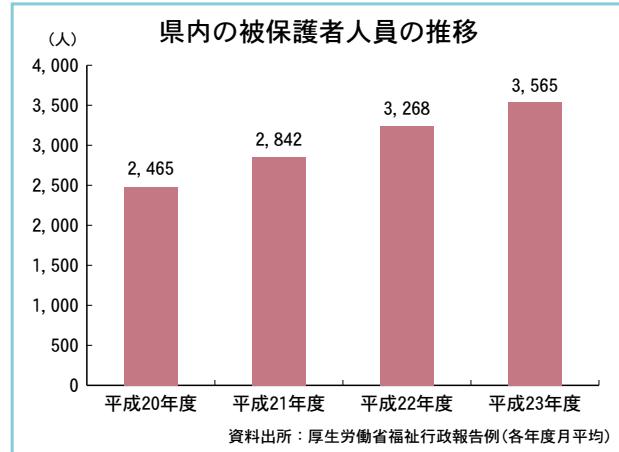
いつでも気軽に
総合労働相談コーナーをご利用ください

VI 地方自治体と連携した重層的なセーフティネットの構築

第Ⅰ 生活保護受給者等の自立を支援します

生活保護受給者等のほか、生活保護の相談者で受給に至らない生活保護受給のボーダー層を含めた生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークによる地方自治体への巡回相談の実施等ワンストップ型の支援を行い、ハローワークと地方自治体が連携して早期の支援を行います。

また、就職した者についてはフォローアップを実施し、再び生活保護受給者にならないよう支援します。



第Ⅱ 公共職業訓練や求職者支援訓練を活用した能力開発による就職を支援します



地域の求職者の動向や訓練ニーズに応じた訓練機会を確保するため、ハローワークにおいて、職業訓練の情報の収集や提供を行います。また、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングにより、求職者の適性・能力を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練への誘導を行い、求職者の能力開発を支援するとともに、訓練期間中及び訓練修了後には就職に向けたきめ細かな支援を実施します。

第Ⅲ 福祉人材確保に向けた取組みを実施します

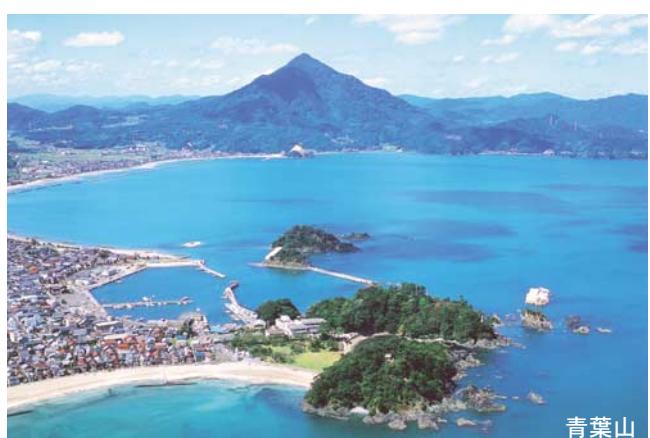
介護・医療・保育分野の人材確保のため、ハローワークの「福祉人材コーナー」等において、求職者向けセミナーや採用面接会を兼ねた事業所見学会等マッチングの促進を図るとともに、地域の関係機関と連携し、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対する支援を実施します。

VII 原子力発電所の停止に伴う嶺南地域に対する雇用対策

1 原子力発電所の運転停止が長期化しており、雇用への影響が懸念されていることから、嶺南地域のハローワークに特別相談窓口を昨年に引き続いて開設し雇用に関する相談に応じるとともに、事業主の方々には、雇用調整助成金等の活用による雇用維持を図ります。

また、離職を余儀なくされた方々には、担当者制によるマンツーマン支援を積極的に実施し、早期再就職の促進を図ります。

2 関係労働者等からの相談により、雇止めや倒産による賃金未払等が認められる場合には、必要な啓発指導や未払賃金立替払制度などによる迅速な対応を図ります。



福井労働局の組織と主な業務

(福井労働局は3部1室で構成し、労働基準監督署(4署)、ハローワーク(6所)があります。)

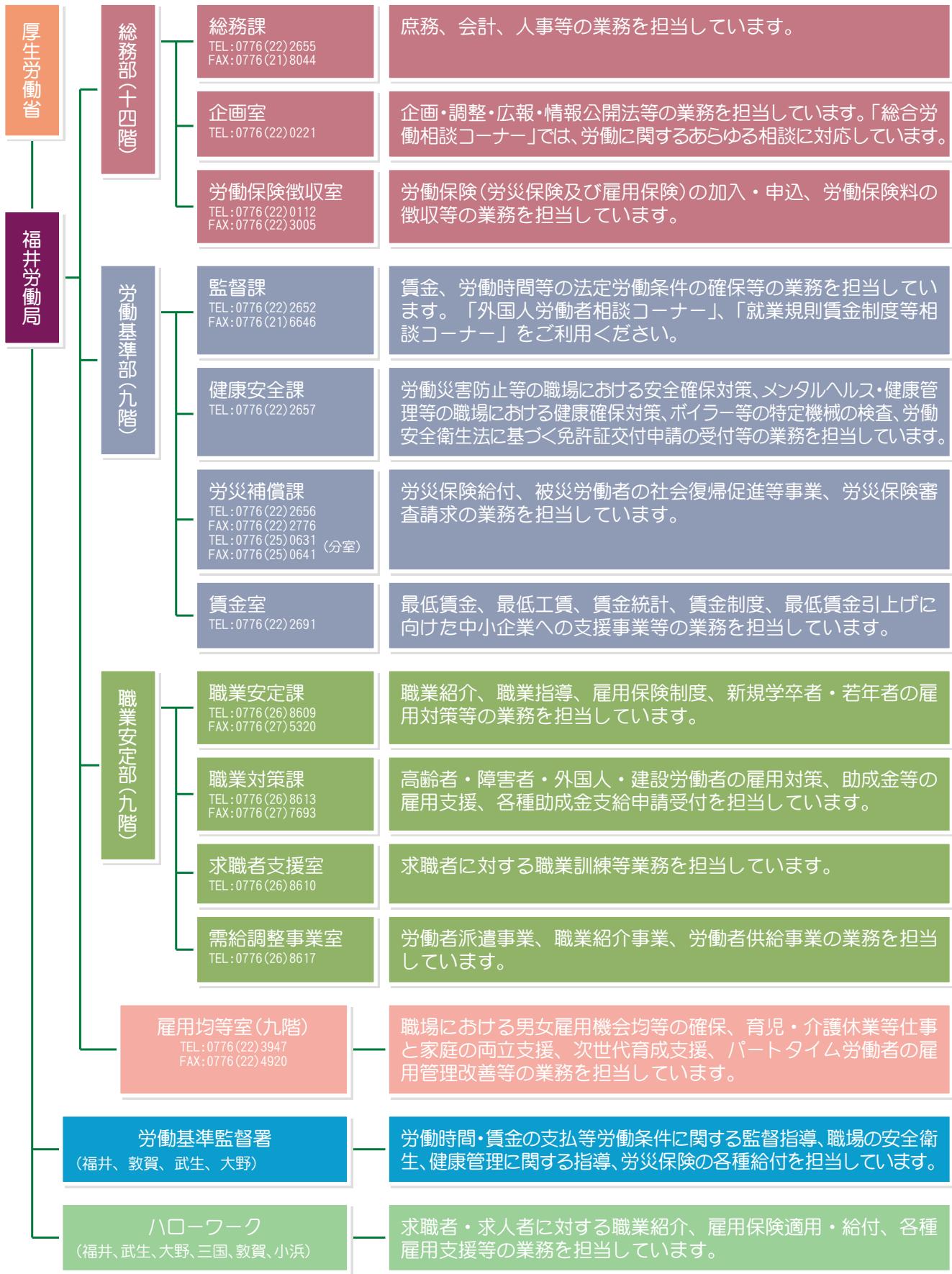
所在地：〒910-8559

労災補償課分室所在地：〒910-0006

福井市春山1丁目1-54

福井春山合同庁舎(9階、14階)

福井市中央3丁目1-5 三谷中央ビル7階



労働基準監督署

■福井労働基準監督署

〒910-0842 福井市開発1-121-5
TEL : 0776(54)7722 FAX : 0776(54)6161

■敦賀労働基準監督署

〒914-0055 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎
TEL : 0770(22)0745 FAX : 0770(22)1019

■武生労働基準監督署

〒915-0814 越前市中央1-6-4
TEL : 0778(23)1440 FAX : 0778(23)6254

■大野労働基準監督署

〒912-0052 大野市弥生町1-31
TEL : 0779(66)3838 FAX : 0779(66)3817

ハローワーク

■ハローワーク福井

〒910-8509 福井市開発1丁目121-1
TEL : 0776(52)8150 FAX : 0776(52)8168

◎ハローワーク福井マザーズコーナー

〒910-8509 福井市開発1丁目121-1
TEL : 0776(52)8157 FAX : 0776(52)8167

■ハローワーク武生

〒915-0814 越前市中央2-8-23
TEL : 0778(22)4078 FAX : 0778(22)8830

◎ハローワークプラザさばえ

〒916-0027 鮎江市桜町2-7-1
TEL : 0778(51)8800 FAX : 0778(51)8238

◎ハローワークたけふマザーズコーナー

〒916-0027 鮎江市桜町2-7-1
TEL : 0778(51)8821 FAX : 0778(51)8238

■ハローワーク大野

〒912-0022 大野市城町8-5
TEL : 0779(66)2408 FAX : 0779(66)3332

◎勝山市地域職業相談室

〒911-0811 勝山市片瀬町1-402 勝山市市民交流センター2F
TEL : 0779(88)1286 FAX : 0779(87)0720

■ハローワーク三国

〒913-0041 坂井市三国町覚善69-1
TEL : 0776(81)3262 FAX : 0776(82)4307

■ハローワーク敦賀

〒914-8609 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎
TEL : 0770(22)4220 FAX : 0770(22)2212

■ハローワーク小浜

〒917-8544 小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎
TEL : 0770(52)1260 FAX : 0770(52)6814

総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働者や事業主の方からのご相談に面談あるいは電話でお受けいたします。

福井労働局総合労働相談コーナー

TEL 0776-22-3363

福井総合労働相談コーナー（福井労働基準監督署内）

TEL 0776-54-6167

敦賀総合労働相談コーナー（敦賀労働基準監督署内）

TEL 0770-22-0745

武生総合労働相談コーナー（武生労働基準監督署内）

TEL 0778-23-1440

大野総合労働相談コーナー（大野労働基準監督署内）

TEL 0779-66-3838

 福井労働局総合労働相談コーナーには女性相談員やポルトガル語・スペイン語が話せる相談員を配置しております。

産業保健サービス機関

メンタルヘルス対策を含む産業保健に関する相談等は以下の機関で受付けております。

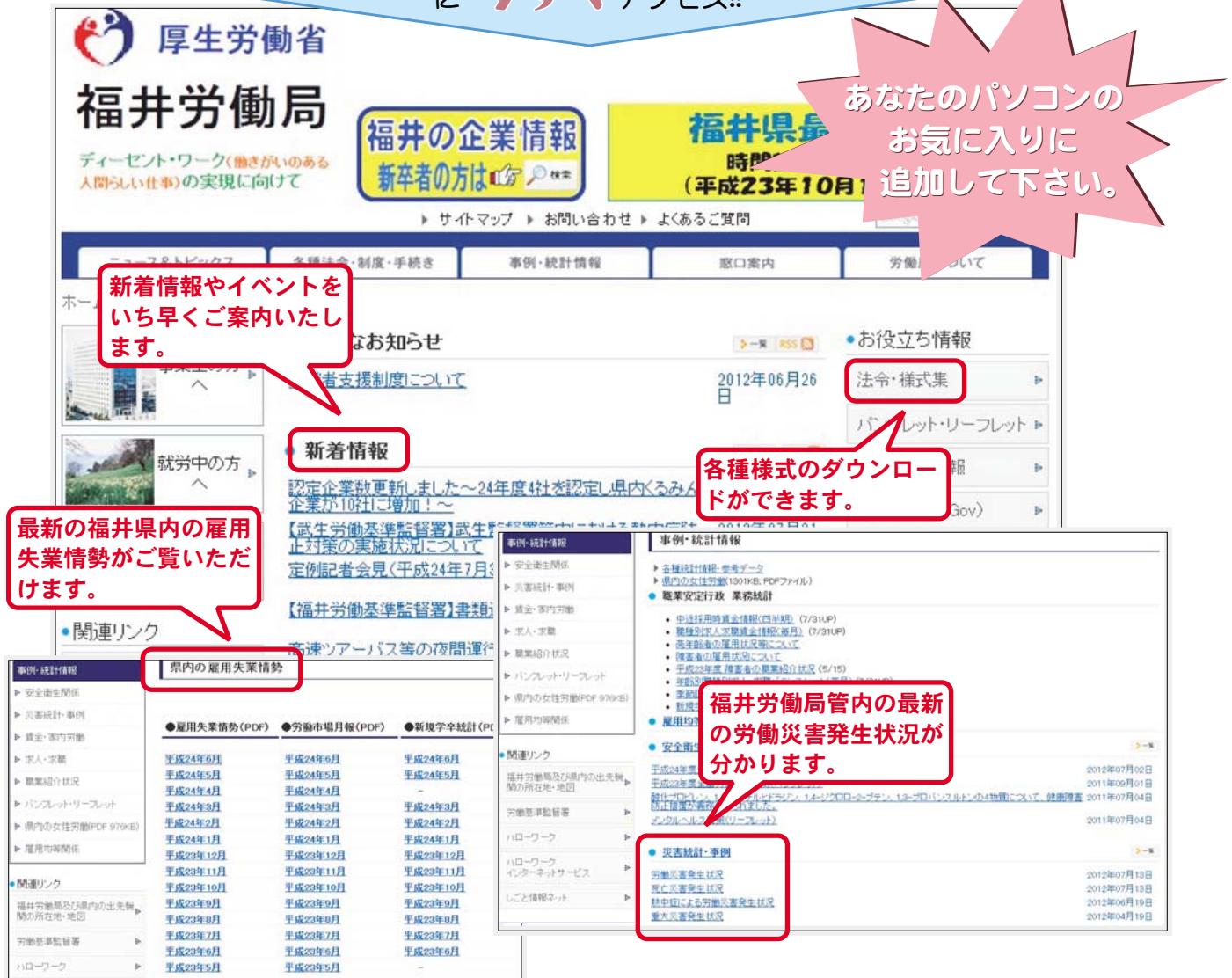
| 産業保健サービス機関 | 電話番号 |
|-----------------|--------------|
| メンタルヘルス対策支援センター | 0776-27-6417 |
| 福井県地域産業保健センター | 0776-24-0387 |
| 福井地域産業保健センター | 0776-23-0587 |
| 奥越地域産業保健センター | 0779-66-4671 |
| 南越地域産業保健センター | 0778-24-3302 |
| 嶺南地域産業保健センター | 0770-24-3131 |
| 福井産業保健推進連絡事務所 | 0776-27-6395 |

ご存知ですか? 福井労働局のホームページ!

福井労働局では、法令・通達等の改正の情報、月ごとの雇用失業情勢や労働災害発生状況等の速報等、福井労働局で発表している最新の情報をホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

アドレス <http://fukui-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

に 今すぐ アクセス!!



厚生労働省人事労務マガジン

<http://merumaga.mhlw.go.jp/> の登録もお願いします!!

厚生労働省から、雇用情勢や法律改正、労務管理全般など企業の皆さんのお役に立てる最新情報をメール配信します。(登録・配信無料)

上記の ○福井労働局ホームページ ○厚生労働省ホームページからも登録できます。